

成田市職員の給与・定員管理等について(令和 6 年度)

1 総括

(1)人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和 6 年 1 月 1 日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和 4 年度の人件費率
令和 5 年度	132,023 人	68,103,967 千円	1,989,417 千円	13,480,790 千円	19.79%	20.40%

(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

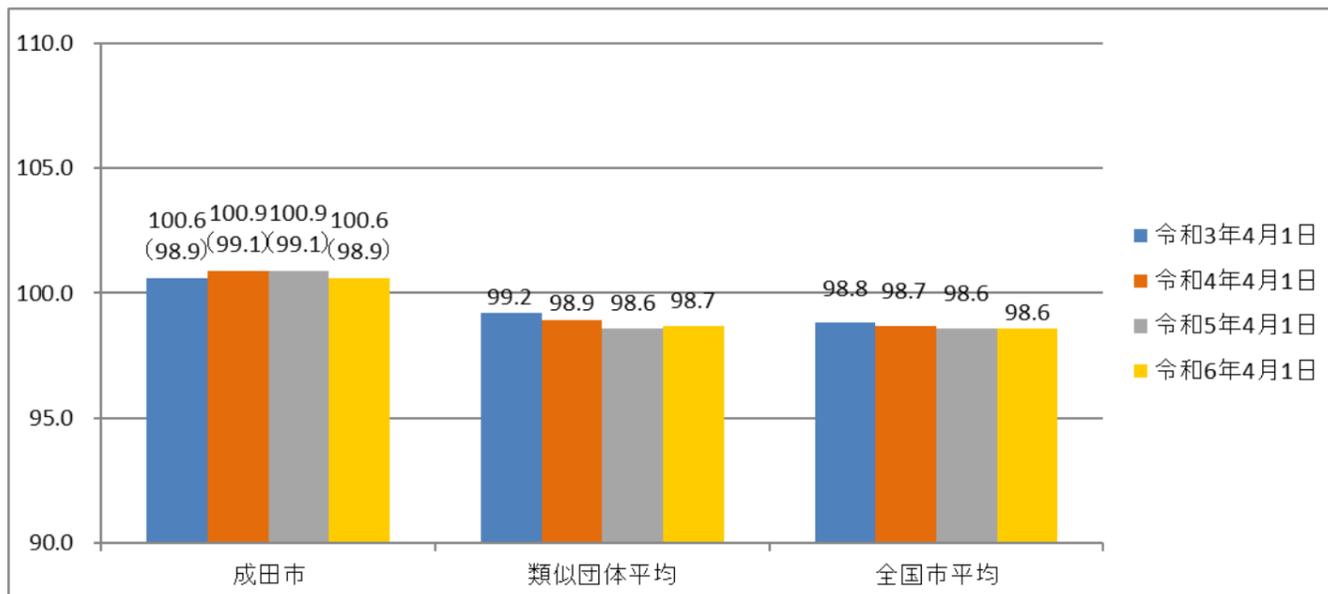
区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5 年度	1,239 人	4,522,311 千円	1,718,430 千円	2,006,299 千円	8,247,040 千円	6,656 千円	6,361 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数については、令和 5 年 4 月 1 日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含んでいません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3)ラスパイルズ指数の状況



(注) 1 ラスパイルズ指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数です。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイルズ指数を指します。地域手当補正後ラスパイルズ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイルズ指数です。(補正前のラスパイルズ指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイルズ指数を単純平均したものです。

4 ラスパイルズ指数(地域手当補正後ラスパイルズ指数を含む)の算出に当たっては、60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の 7 割水準に設定される職員を除いています。

※ 令和 6 年 4 月 1 日現在ラスパイルズ指数が、①3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、②3 年連続で上昇している場合、③100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

昇給の停止や職制の見直しを実施した結果、ラスパイルズ指数は千葉県内の市平均(100.1)と同程度になるまで低下しているが、今後も給与水準の適正化に努めていく。

(4)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容(平均引下げ率、実施時期、経過措置の有無等具体的な内容)

(給料表の改定実施時期)平成 27 年 4 月 1 日
(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 1.7%引下げ。激変緩和のため、3 年間(平成 30 年 3 月 31 日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準 15%に対し、成田市においては 13%を支給。
(実施時期)平成 27 年 4 月 1 日より実施。

(参考)

	各年度の支給割合											
	平成 26 年度	平成 27 年度の 支給割合		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		4 月 1 日 時点	遡及 改定後									
国基準による 支給割合	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%
成田市の 支給割合	12%	13%	13%	13%	13%	13%	13%	13%	13%	13%	13%	13%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成 27 年 4 月 1 日実施)

2 職員の平均給与月額, 初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢, 平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
成田市	39.8歳	311,781円	441,572円	380,351円
千葉県	40.1歳	306,266円	411,429円	359,430円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	42.1歳	316,955円	406,373円	367,288円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
成田市	56.5歳	6人	253,167円	341,942円	296,343円	—	—	—	—
千葉県	51.7歳	287人	296,294円	355,777円	332,509円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—
類似団体	53.0歳	31人	316,762円	372,923円	354,212円	—	—	—	—

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
成田市	39.6歳	309,114円	381,963円
千葉県	39.8歳	347,757円	414,808円
類似団体	41.8歳	322,833円	385,640円

※ 成田市については、幼稚園教育職のみです。

④ 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
成田市	38.8歳	312,319円	451,374円
類似団体	38.9歳	307,968円	398,950円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当, 地域手当, 住居手当, 時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり, 地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また, 「平均給与月額(国比較ベース)」は, 比較のため, 国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2)職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		成田市	千葉県	国
一般行政職	大学卒	202,400円	202,400円	196,200円
	高校卒	170,900円	170,900円	166,600円
技能労務職	高校卒	176,033円	169,000円	—
幼稚園教育職	短大卒	184,600円	—	—
消 防 職	大学卒	208,000円	—	—
	高校卒	176,100円	—	—

※ 成田市の技能労務職については、初任給決定の際学歴区分を設けていないため、各職種区分の18歳採用時における平均額を記載しています。

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	262,297円	361,815円	402,631円	428,264円
	高校卒	224,025円	331,700円	365,900円	381,700円
技能労務職	高校卒	227,650円	291,300円	324,500円	336,350円
幼稚園教育職	短大卒	250,900円	349,900円	375,000円	387,100円
消防職	大学卒	263,350円	373,100円	384,400円	392,000円
	高校卒	234,000円	339,300円	370,000円	384,267円

(注)経験年数とは、学校卒業後すぐに市に採用され、引き続き勤務している場合には採用後の年数をいい、採用前に職歴などのある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

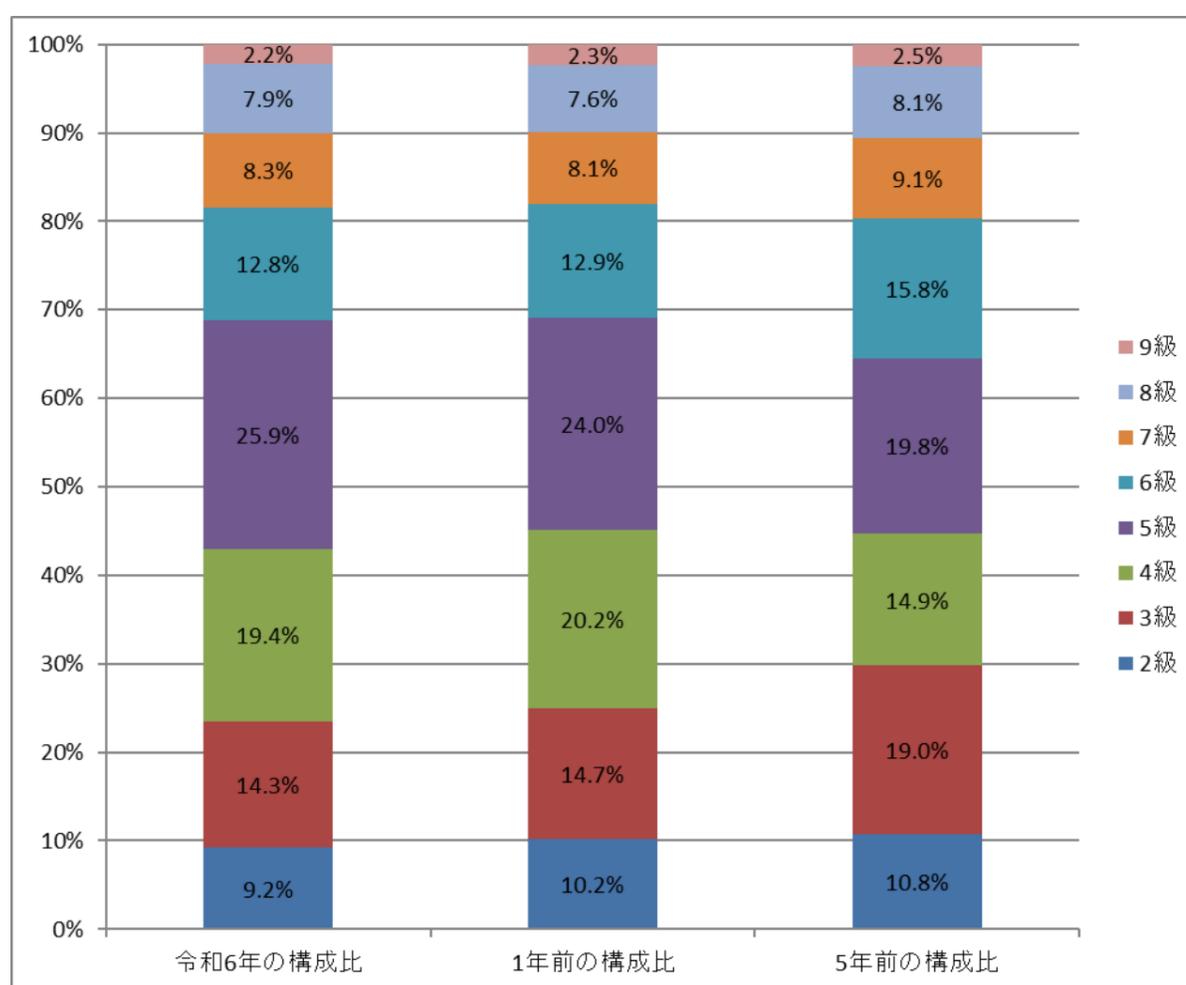
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1)一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

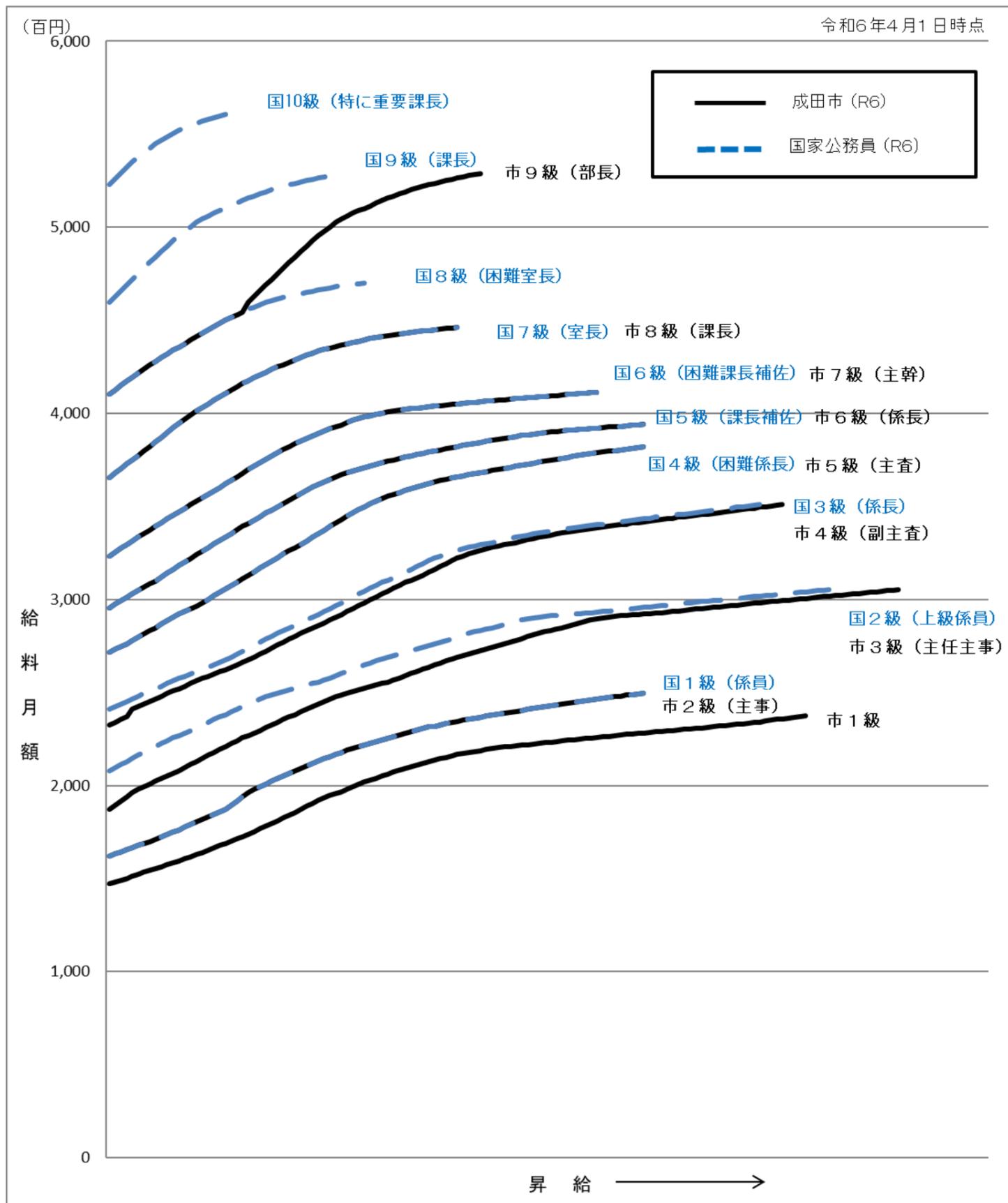
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9級	部長	16人	2.2%	410,300円	528,900円
8級	課長	58人	7.9%	365,500円	446,200円
7級	課長補佐	61人	8.3%	323,100円	411,300円
6級	係長	94人	12.8%	295,400円	394,000円
5級	主査	191人	25.9%	271,600円	382,000円
4級	副主査	143人	19.4%	232,400円	351,000円
3級	主任主事	105人	14.3%	187,300円	305,200円
2級	主事	68人	9.2%	162,100円	249,400円

(注)1 成田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2)国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和6年4月1日現在)



(3)昇給への人事評価の活用状況(成田市)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績がある 区分	昇給可能な 区分	昇給実績がある 区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分	○	○	○	○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

※ 成田市については、55歳を超える職員に反映させています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

成田市	千葉県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,541 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,691 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375 月分) (0.975 月分)	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375 月分) (0.975 月分)	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375 月分) (0.975 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階, 職務の級等による加算措置 役職加算 5 ~ 20 %	(加算措置の状況) 職制上の段階, 職務の級等による加算措置 役職加算 5 ~ 20 % 管理職加算 15 ~ 25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階, 職務の級等による加算措置 役職加算 5 ~ 20 % 管理職加算 10 ~ 25 %

(注) ()内は, 再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(成田市)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
□ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

成田市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	878 千円	21,936 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は, 令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「勸奨・定年」及び「応募認定・定年」のうち「定年」には, 定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後, その者の非違によることなく退職した場合を含みません。

(3)地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		665,272 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		477,240 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数 (令和6年度)	国の制度(支給割合)
成田市全域	13%	1,284 人	15%

(4)特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		8,096 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		22,302 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		26.0 %	
手当の種類(手当数)		16 種類	
手当の名称	主な支給対象職員・主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
高所等作業手当	地上10m以上の高所又は下水道の坑内等での救助、調査等の作業に従事した職員	201,300 円	日額 300 円
救急等出動手当	救急業務又は航空機災害等のために出動した消防職員	5,151,900 円	1回 150 円
救急救命業務手当	救急救命業務に従事した救急救命士	187,500 円	1回 500 円
消火等作業手当	火災等が発生した現場の消火又は救助の作業に従事した消防職員	121,400 円	1回 200 円
機関員業務手当	救急業務、火災等のために出動した場合の緊急自動車の運転業務に従事した消防職員	1,078,200 円	1回 100 円
災害作業手当	① 災害現場等での巡回調査、救助又は応急等の作業に従事した職員 ② 夜間における緊急事故の応急等の作業に従事した職員	18,000 円	日額 500 円
ごみ処理作業手当	一般廃棄物処理、不法投棄物の撤去等の作業に従事した職員	66,000 円	日額 500 円
感染症作業手当	感染症患者等の保健指導又は汚染した物件等の消毒等の処理の作業に従事した職員	140,000 円	日額 300 円 ~4,000 円
毒物劇物等取扱手当	毒物、劇物等を使用した検査等の業務又は病害虫駆除等のために薬剤散布の作業に従事した職員	43,200 円	日額 200 円
税徴収等手当	市税の徴収、滞納処分等のために出張し、これらの業務に直接従事した職員	184,400 円	日額 200 円
用地等交渉手当	用地取得及びこれらに伴う家屋等の補償に関し、所有者等を直接訪問して交渉に従事した職員	123,500 円	日額 500 円
行旅死亡人等取扱手当	行旅死亡人等の処置又は収容の業務に従事した職員	3,000 円	1件 3,000 円
行旅病人取扱手当	行旅病人の処置又は収容の業務に従事した職員	0 円	1件 1,000 円
保健福祉業務手当	心身障害児の機能回復訓練等の業務に直接従事したこども発達支援センター等に勤務する職員	208,200 円	日額 100 円
	① 妊婦等の家庭等を訪問して保健指導等の業務に従事した保健師、看護師、歯科衛生士、栄養士等 ② 生活困窮者、老人、身体障がい者等の家庭等を訪問して調査、指導等の業務に従事した職員	447,000 円	日額 200 円
往診業務手当	家庭等を訪問して医療業務に従事した国保大栄診療所の医師又は看護師	夜間	0 円
		夜間以外	0 円
建築主事業務手当	建築確認に関する業務に従事した建築主事	122,100 円	日額 300 円

(5)時間外勤務手当

支給実績(令和 5 年度決算)	515,309 千円
職員 1 人当たり平均支給年額(令和 5 年度決算)	423 千円
支給実績(令和 4 年度決算)	514,231 千円
職員 1 人当たり平均支給年額(令和 4 年度決算)	422 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和 5 年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員, 教育職員等, 制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり, 短時間勤務職員を含みます。

(6)その他の手当(令和 6 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和 5 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (令和 5 年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給(月額) ○配偶者及び父母等 6,500 円 (行政職給料表 9 級及び医療職給料表 4 級の職員については 3,500 円) ○子 10,000 円 ○16 歳から 22 歳までの子 1 人 5,000 円加算	同		129,841 千円	239,118 円
住居手当	借家居住者に対し, 家賃額に応じて支給(月額) ただし, 家賃が 16,000 円を超える場合に限り支給し, 支給上限を 28,000 円とする	同		98,321 千円	285,817 円
通勤手当	通勤距離が片道 2km 以上である職員に支給 ○電車, バスを利用する場合 定期代等全額支給 ○乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて(月額) 2,000 円~64,300 円を支給	異	○電車, バスを利用する場合 定期代等に応じ 1 カ月当たり 55,000 円を限度に支給 ○乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて(月額) 2,000 円~31,600 円を支給	170,703 千円	139,921 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給(月額) 適用される給料表並びに職務の級及び区分に応じて 45,700 円~110,200 円	異	俸給の特別調整額として支給(月額) 区分及びその額	130,891 千円	678,189 円
休日勤務手当	休日等に勤務を命ぜられ, 正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額の 135/100	同		89,673 千円	234,746 円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に支給 勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額の 25/100	同		23,190 千円	112,574 円
宿日直手当	宿日直勤務をした場合に支給 1 回につき 4,400 円	同		0 円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等勤務した場合又は災害への対処等の臨時・緊急の必要により平日深夜に勤務した場合に支給 職種及び職務の級に応じて 1 回につき 4,000 円～12,000 円	同		992 千円	20,245 円
初任給調整手当	医師に対して一定期間支給(月額) 51,900 円～309,200 円	同		0 円	0 円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市 長	930,000 円	(参考)類似団体における 最高 / 最低額 1,030,000 円 / 686,000 円	
	副市長	800,000 円	880,000 円 / 680,000 円	
報酬	議 長	530,000 円	760,000 円 / 450,000 円	
	副議長	490,000 円	670,000 円 / 400,000 円	
	議 員	470,000 円	620,000 円 / 377,000 円	
期末手当	市 長 副市長	(令和5年度支給割合) 4.50 月分(6 月期 2.25 月分 12 月期 2.25 月分) 役職加算 20%		
	議 長 副議長 議 員	(令和5年度支給割合) 4.50 月分(6 月期 2.25 月分 12 月期 2.25 月分) 役職加算 20%		
退職手当		(算定方法)	(1 期の手当額)	(支給時期)
	市 長	給料月額×在職月数×35/100	15,624,000 円	任期毎
	副市長	給料月額×在職月数×25/100	9,600,000 円	任期毎
	備 考			

(注) 1 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期(4 年=48 月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

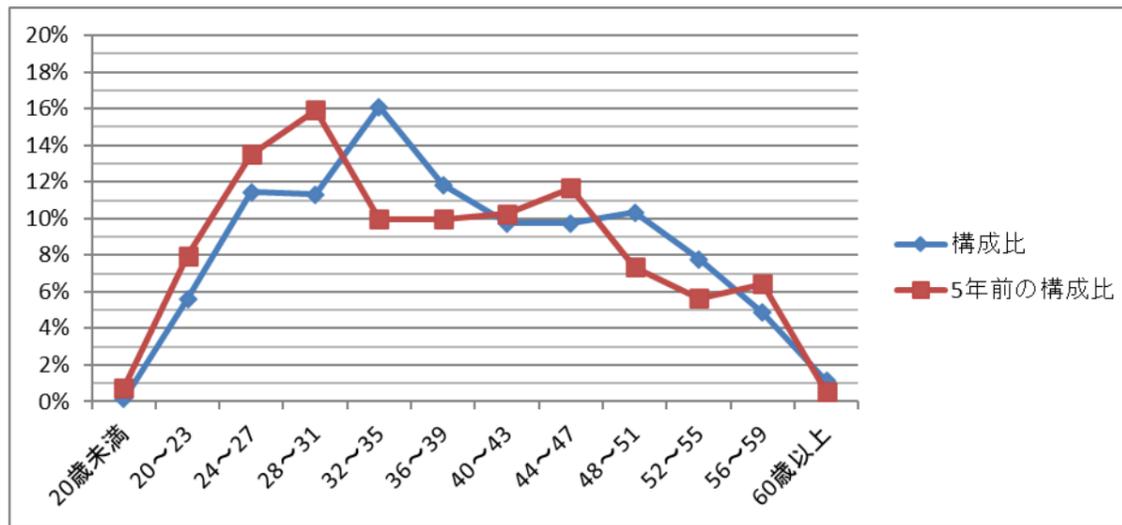
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	議 会	9	9	0	
	総 務	231	226	△5	育児休業の代替に係る職員の任期満了
	税 務	63	61	△2	育児休業の代替に係る職員の任期満了
	労 働	1	1	0	
	農林水産	31	33	2	育児休業の代替に係る職員の採用
	商 工	24	24	0	
	土 木	94	96	2	機構改革に伴う増員
	民 生	307	311	4	機構改革に伴う増員
	衛 生	83	83	0	
	計	843	844	1	〈参考〉 人口1万当たり職員数 63.93人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 48.35人)
	教育部門	148	151	3	司書の退職補充による増員
	消防部門	248	251	3	防災・減災対策強化のための増員
	小 計	1,239	1246	7	〈参考〉 人口1万当たり職員数 94.38人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 62.69人)
公 営 企 業 会 計 部 門	病 院	3	3	0	
	水 道	17	18	1	育児休業の代替に係る職員の採用
	下 水 道	13	14	1	事務移管に伴う増員
	そ の 他	53	55	2	育児休業の代替に係る職員の採用
	小 計	86	90	4	
合 計	1,325 [1,341]	1,336 [1,341]	11	〈参考〉 人口1万当たり職員数 101.19人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	2人	75人	153人	151人	215人	158人	130人	130人	138人	104人	65人	15人	1,336人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
一般行政	818	830	836	856	843	844	26(3.2%)
教育	141	140	142	145	148	151	10(7.1%)
消防	245	246	246	244	248	251	6(2.4%)
普通会計計	1,204	1,216	1,224	1,245	1,239	1,246	42(3.5%)
公営企業等会計計	90	89	90	85	86	90	0(0.0%)
総合計	1,294	1,305	1,314	1,330	1,325	1,336	42(3.2%)